

袋井市農業委員会総会議事録

- 1 開会の日及び場所 令和5年6月16日（金） 午後1時30分～午後3時00分
袋井市役所 301 会議室

2 議事の構成

農業委員16名

出席委員	2 番	木野 浩之	3 番	永井 英男
	5 番	井口 喜裕	6 番	永田 勝美
	7 番	西村 淳子	8 番	天野 智康
	9 番	村松 恵美子	11 番	鈴木 稔
	12 番	加藤 元章	13 番	金原 純一郎
	14 番	渥美 敦子	15 番	石川 智康
	16 番	安間 啓一		

	1 番	松田 明久	4 番	石黒 正幸
欠席委員	10 番	荻原 克夫		

3 事務局

農政課長	1 人
参事兼農地利用係統括係長	1 人
主幹兼農地整備統括係長	1 人
農地利用係長	1 人
農地利用係主任	1 人
農地利用係主事	1 人

4 議 事

事務局
（鈴木
賢）
会長

それでは、ただいまから6月の総会に入ります。
ここからの議事につきましては、会長の進行でお願い致します。

それでは、ただいまから6月の総会を開会いたします。
最初に、日程第1「議事録署名人の指名」を行います。
議事録署名人は、総会会議規則第18条第2項の規定に基づき、
「13番 金原 純一郎委員」、「14番 渥美 敦子委員」を指名いたしま
す。

次に、日程第2「議第24号 農地法第3条の規定による許可申請につい
て」を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
(浜本)

それでは1ページをご覧ください。

議第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」。農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定するため、農地法第3条の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

【1】

山田 []、畑、[] m²

[] から [] への所有権移転になります。

[] の貸付地については、山田地内の農地を集团的な農地の一部として貸し付けております。

計1件、[] m²でございます。

以上でございます。

次に担当農業委員から説明をお願いします。

天野委員

1番の説明をいたします。

[] は、申請地北側で耕作しており、隣地を耕作管理することに問題ないと思います。

ご審議、よろしくお願いいたします。

会長

これより質疑に入ります。

何かご質問ある方は、お願いいたします。

質問もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。お諮りいたします。

議第24号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

＜ 異議なしの発言 ＞

ご異議なしと認めます。

よって議第24号については、承認することに決しました。

次に「議第25号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
(川村)

議第25号「農地法第4条の規定による許可申請について」。農地を転用するため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

【1】

高尾 []、畑、[] m²、土地区画整理事業の仮換地後 [] m²につきましては、[] が貸駐車場敷地のため、転用申請するもので、申

請地は、第二種住居地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【2】

、畑、 m^2 ほか1筆、計 m^2 につきましては、 m^2 が、営農型太陽光発電施設敷地として、一時転用の更新の申請をするもので、 m^2 の栽培を行っております。また、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当し、3年間の一時転用申請です。

【3】

見取、畑、 m^2 の内 m^2 につきましては、 m^2 が、営農型太陽光発電施設敷地として、一時転用の更新の申請をするもので、 m^2 の栽培を行っております。また、申請地は、農用地区域内農地、いわゆる「青地」農地に該当し、3年間の一時転用申請です。

【4】

上山梨、田、 m^2 、につきましては、 m^2 が自己用住宅敷地拡張のため、転用申請するもので、申請地は、第二種中高層住居地域に指定されており、第3種農地に該当します。

会長 次に担当農業委員から説明をお願いします。

松井委員 1 番の説明をいたします。
場所は、袋井駅南側 m^2 になります。
 m^2 が貸駐車場敷地を目的とした申請になります。
区画整理地内で、駐車場としての利用で周辺への影響もなく、雨水も道路側溝に流す計画となっており、問題ないと思います。
ご審議よろしく願いいたします。

木野委員 続きまして、2 番の説明をいたします。
申請地は、木原で m^2 で営農型太陽光発電施設になります。3 年ごとの一時転用ということで、3 年前に実施し、今回更新となります。
ハウス内には、 m^2 が栽培されております。
収量もそこそこ穫れていると伺っております。
特に問題ないと思われます。
ご審議よろしく願いいたします。

西村委員 3 番の説明をいたします。
場所は、見取 m^2 になります。
 m^2 が管理している営農型太陽光発電施設で下部に m^2 栽培していて、現地を確認したところ青々と m^2 育っており、問題ないと思います。

よろしくご審議お願いいたします。

鈴木委員

4 番の説明をいたします。

場所は、上山梨[]で、[]北側になります。

[]から住宅敷地の拡張の申請がありました。

最近、敷地内に[]住宅を建て、今回、[]物置を建てるということです。雨水は自然排水になります。

特に問題ないと思います。

よろしくご審議お願いいたします。

会長

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

会長

木原の太陽光発電施設を見させていただきました。水田の2 か所に設置してありまして、1 か所は農地の隅でもう一か所は麦を栽培している中にありますが、麦への影響はありませんか。

木野委員

麦のほうは、生育してからですので影響は少ないですが、麦後に大豆を作ろうとしましたが、隣地の水稻により、なかなか転作が思うようにできません。この場所は、パイプラインで水を入れてしまいますので、周りの田へ水が浸みでてくる状態のため、困っております。

会長

太陽光発電施設を設置した場所には、大きなコンバインが入れますか。

木野委員

麦を刈るコンバインは無理です。柱があつたりしてターンができません。

安間委員

収量の確認で、どこに出荷しているか届出はありますか。

事務局

(川村)

今回の申請に当たり[]につきましては、遠州中央農協、遠鉄ストアに出荷しておりまして、収量の確認もしております。

事務局

(鈴木)

営農型太陽光発電の営農状況につきましては、総会において年1 回報告させていただきます。

4 条の申請があつた際にも、合わせて営農状況の報告をさせていただきます。

また、申請時には、出荷先であつたり、農協のご意見も合わせていただいております。

会長

営農型太陽光発電施設については、毎月の現地確認のときに最低でも2 か所程度見て、皆さんの意見を聞きながら、上・中・下のランクを付けて、3 年後の許可判定の根拠にしていく必要があると思われます。

特に8 割の収穫は難しいところだとは思います。

石川委員　この間、太陽光発電の許可を受けたが、今だに実施していませんが、猶予期間があるのですか。

事務局
（芝崎）　作物によって時期が関係すると思われますので、考慮する必要があると思われます。基本的には、速やかに実施していただくことでお願いしております。
今後、現地を確認するなどしていきたいと思います。

会長　そのほかよろしいでしょうか。
質問もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。お諮りいたします。
議第24号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

＜ 異議なしの発言 ＞

ご異議なしと認めます。
よって議第25号については、承認することに決しました。

次に「議第26号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

今回、農地法第5条の議案の6番については、[]委員が関係する案件となっております。農業委員会に関する法律のなかで、議事参与の制限が定められており、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族もしくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないことになっておりますので、[]委員については、退席していただきます。

（[]退席）

事務局から議案6番の説明をお願いします。

事務局
（川村）　それでは、4ページをご覧ください。議第26号「農地法第5条の規定による許可申請について」。農地を農地以外のものにするため、農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、下記のとおりありましたので審議を求めます。

【6】

浅名[]、田、[]㎡につきましては、[]から[]へ所有権移転を行い、建売住宅設
敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

委員が退席しておりますので、事務局から説明させていただきます。

申請地は、浅名の農地で■■■■北に位置し、■■■■北側の田となります。建売住宅敷地として、■■■■への所有権移転となります。

今回建売住宅を■■■■建設する計画となっており、排水につきましては、合併浄化槽を通じて西側の新設側溝へ流す予定で、排水の問題はございません。

また、5月26日の事前審査会にて3点委員より意見がございました。

1点目は今回農地を分筆し、東側に一部農地■■■■㎡が残ることとなります。残地農地の利用についてでございますが、■■■■耕作する旨の確約書が提出されており残地農地は確実に耕作されます。

2点目は、残地農地への侵入路の確保についてでございますが、農地の東側から農地へ行くことが可能となっております。

3点目は、周辺農地への影響についてでございますが、周辺隣接農地は申請の北側に田んぼのみとなります。当該田は、■■■■が耕作されており、トラクターの取り回し等にも影響がなく、問題ないとのことでした。

私からの説明は以上でございます。

事務局
(鈴木)

事務局から追加で意見を述べさせていただきます。

委員の皆さまご承知のとおり、袋井市は平坦な地形で河川が多く、古くから水害に悩まされてきた歴史があります。

市では、1,000㎡以上の土地利用については、市民の皆様、事業者の皆様にご理解とご協力をいただき、調整池の設置を求め、水害対策に取り組んでまいりました。

今回の案件では、地主■■■■と事業者が協議する中で、■■■■㎡を活用することになりました。

事務局といたしましても、農業委員の職責からみた在り方、さらには地域の治水問題など考慮いたしますと、「問題なし」と事務的に取り扱うことが難しいと判断いたしましたので、役員の皆様にご相談申し上げ、本日の審議となりました。

■■■■におかれましては、皆様の意見を受け止めていただき、ご理解をいただきましたが、事業者との契約も進んでいたことから、やむを得ず当初の計画どおりの申請となりました。

残る■■■■㎡は、黒大豆をきちんと営農すると確約書をいただきましたので、事務局も営農状況を継続して確認いたしてまいります。

制度上は可能でございますが、留意する点もございますので、今後も事務局が営農状況を確認するとしうえで、ご審議をお願いいたします。

会長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

鈴木委員

この案件ばかりではありませんが、1,000㎡以下は土地利用事業には該当しないということですが、私のところでも1,000㎡以下の農地転用を数か所

しましたが、調整池の設置義務がなく、その後の大雨により床下浸水があったと聞いております。農業委員会で1,000㎡以下においても調整池等の設置を要望できるようにしたらと考えます。この案件についても農業委員会の中で十分に議論する必要があると思われます。

安間委員 水の問題は、農業委員会で審議するのではなく、市全体の計画であると思われます。

古川委員 申請地でありますこの地域は、1メートルから5メートル未満の浸水地域になっておりますが、このようなところに住宅を建てるのが可能なのですか。

対策を施す必要があるのでは、ないのですか。

提案していきたいと思います。

会長 今までの案件の中でも、土地利用事業にならないような面積での申請があります。ところが、都市計画課では、面積で判断しますので、問題ないという判断となります。

しかしながら、現状は異なる面もあることから、防災も絡めて総合的に判断できるよう要望していただきたいと思います。

質問もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。お諮りいたします。

議第26号の6番については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言 〉

ご異議なしと認めます。

よって議第26号の6番については、承認することに決しました。

(入室)

会長 次に「議第26号 農地法第5条の規定による許可申請についての6番以外を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

引き続き、残りの案件を説明いたします。議案資料は4ページとなります。

事務局
(川村)

【1】

久能

、田、

㎡につきましては、

へ所有権移転により、車両置場敷地として転用申請されるもので、申請

地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

【2】

山崎 []、田、[] m²の内 [] m²につきましては、
[] から [] へ所有権移
転を行い、資材置場敷地として転用申請されるもので、申請地は、農用地区
域内農地、いわゆる「青地」農地に該当し、3年間の一時転用申請です。

【3】

下山梨 []、畑、[] m²につきましては、[] から []
[] へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるも
ので、申請地は、第二種低層住居専用地域に指定されており、第3種農地に
該当します。

【4】

宇刈 []、田、[] m²につきましては、[] から []
[] へ所有権移転を行い、資材置場敷
地として転用申請されるもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に
該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

【5】

浅羽 []、畑、[] m²につきましては、[] から []
[] へ所有権移転を行い、貸駐車場敷地として転用申請されるもの
で、申請地は、第1種中高層住居専用地域に指定されており、第3種農地に
該当します。

【7】

豊住 []、畑、[] m²ほか3筆、計 [] m²につきましては、
[] から []
[] へ所有権移転を行い、太陽光発電施設敷地として転用申請されるもの
で、申請地は、第1種低層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該
当します。

以上、計7件、田、[] m²、畑、[] m²でございます。

次に担当農業委員から説明をお願いします。

永井委員

1番の説明をいたします。

場所は、国一バイパスの北側で、[] になりま
す。この場所は、去年の12月に転用があった場所の隣接地になります。

[] さんから [] に所有権移転をして車両置場敷地にするた

めの許可申請です。

雨水は、敷地南側の側溝に流して、西側の隣地の横を通って、西方向の大きな排水路に流す計画です。特に問題ないと思われます。

よろしくご審議お願いいたします。

埋田委員

2 番の説明をいたします。

静岡市の

より、現在、

が資材置場敷地として活用したという一時転用の申請です。この場所は、田ですので、雨水は自然排水となります。

よろしくご審議お願いいたします。

鈴木委員

3 番の説明をさせていただきます。

場所は、下山梨の西側になります。

からへの所有権移転で自己用住宅敷地の申請となります。排水等は合併浄化槽から道路側溝へ流します。

周りも住宅地となっており、問題ないと思われます。

よろしくご審議お願いいたします。

つづきまして 4 番の説明をいたします。

場所は、宇刈の東側になります。

より

への所有権移転となります。今まで住宅地の隣接地を借りて利用しておりましたが、今回は、その土地と合わせて、資材置場として申請することになりました。

周辺にも農地がなく、雨水等は道路側溝もありますが、自然浸透となります。裏側は竹藪で周辺にも支障がないと思われます。

よろしくご審議お願いいたします。

加藤委員

5 番の説明をいたします。

場所は、浅羽で南側になります。

からへの所有権移転をして、貸駐車場敷地として申請するものです。雨水は、入口の道路側溝へ流す計画となっております。

問題ないと思われますので、よろしくご審議お願いいたします。

続いて 7 番の説明をいたします。

場所は、豊住の西側です。

からへの所有権移転をして太陽光発電施設の申請になります。

は、現在、におりまして耕作管理ができないため、

への所有権移転となります。

土地利用事業に該当し、敷地全体を一段下げて調整池といたします。

特に問題ないと思われます。

よろしくご審議お願いいたします。

会長 担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

鈴木委員 7 番ですが、図面と公図の形が異なっているようですが、説明をお願いいたします。

事務局 (芝崎) 公図の黒くぬられた部分が調整池で、塗られていない部分は宅地となっております。

会長 質問もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。お諮りいたします。議第26号 6 番以外については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

＜ 異議なしの発言 ＞

ご異議なしと認めます。
よって議第26号 6 番以外については、承認することに決しました。

次に、日程第 3、「報第10号 農地法第18条第 6 項の規定による通知の報告について」

事務局から報告をお願いします。

事務局 (浜本) それでは、7 ページをご覧ください。

報第10号「農地法第18条第 6 項の規定による通知の報告について」。農地法第18条第 6 項及び同法施行規則第68条の規定による合意解約の通知が下記のとおりありましたので、報告します。

【1】

豊沢 []、畑、[] m²、ほか 3 筆、計 [] m² []、[]
[]、転用目的、ほか 5 件
計 6 件、[] m²でございます。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。
以上で、協議事項の日程が終了しました。

議事録署名人